今町推第１２０号
平成２８年１１月２日

各　　位

今金町長　外　崎　秀　人

台風10号に係る災害義援金の住民周知ならびに受け取りの手続きについて

この度の台風１０号により被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、８月に北海道へ上陸した一連の台風による被害に対して、全国の個人や企業の方々から日本赤十字社へ善意ある義援金が寄せられております。

この義援金が北海道庁と今金町を通じて被害を受けた道内市町村の方々へお渡しさせていただくこととなりましたので、被害を受けた方々におかれましては下記により手続きをお願いいたします。

記

１　受け取りの手続き方法

①被害を受けた世帯主の方、またはその家族からの届け出による。
②届け出の用紙は『まちづくり推進課』にありますので、印鑑と被害状況のわかる写真等をご持参のうえ、ご来庁ください。
③義援金の振込先を記入していただきます。（世帯主の口座に限ります。）

２　義援金受け取りの条件

①被害を受けた状況が確認できる住宅に限る。（写真等の提出が必須用件です。）
（既に修繕済であっても、被災状況の写真があれば可です。）
②義援金の受け取りの対象となる物件は現在入居している住宅に限る。
（住宅であっても空き家は対象外です。物置、車庫、倉庫も対象外です。）
③義援金は被災した物件の所有者ではなく入居者にお渡しします。

３　義援金の額　１世帯あたりの金額は未定（全体の件数で調整します。）

４　振込の時期　平成28年12月下旬の予定

５　手続き期限　平成28年11月11日（金）

６　お問い合せ　まちづくり推進課まちづくり推進グループ（今金町字今金48-1）
電話　８２－０１１１　内線131・132・133
開庁時間8：30 ～ 閉庁時間17：15